

日本幼児保育史の研究

日本保育学会共同研究小委員会

三十九、簡易幼稚園の設置

——東京女子高等師範学校附属幼稚園分室開設の事情——

明治初期の東京女子師範附属幼稚園は、富裕な階級の家庭の子女がその大部分を占めていた。このような初期の幼稚園の実情に対しては、世間の批判もあつたらしい。「富豪の子にあらざれば、これに入る能はざる」ものではなくて、どんな家庭の幼児も簡便にはいることのできるような簡易幼稚園を設置すべきであるということ、明治十五年、文部卿によつて示諭された。また、同じ趣旨のことが明治十五年文部年報にもあらわれている。その詳細については、本誌61巻3号、65頁に詳しく、原文も掲載されているので参照されたい。ここにいう簡易幼稚園とは、保育所の濫傷とみてもよいものであらう。

しかしながら、このような簡易幼稚園はすぐには実現しなかつた。東京女子高等師範学校に附属幼稚園分室として簡易幼稚園が設

置されたのは明治二十五年であるから、文部卿の示諭から十年後のことである。上の示諭がその後の幼稚園の普及に役立っていることは察せられるが、簡易幼稚園として設置されたのは、ここに紹介する分室以外にないようである。

附属幼稚園分室開設当時の事情については、創設当時の保母、下田たづ子氏が詳細な手記を残しており貴重な資料である。また、当時の東京女子高等師範学校長、細川潤次郎が、茶橋録話として、講演を集めたものがあり、その中に分室の記事がある。(いずれもお茶の水女子大学附属図書館所蔵) 下田たづの手記には、分室開設に關して次のように記してある。

東京女子高等師範学校附属幼稚園分室ニ關スル事

母校創立五十年記念目の前に当りまして其の附属幼稚園分室ノ設立當時の事を追懐して記してみたいと存じます 分室ハ教育上重大な注意のもとに設置されたもので御座いましたから一

二年とそれぞれ報告書を作って、校長に呈しておきましたが、母校が震災にあわれた時多分焼失したものと存じますので、其の当時の担任者として記しておくことも無用の事でないと思ひます。かように思ひまして筆を取る時に當つて其の報告書の下書を見出したということは最も幸の事で御座いました。下田たづ

自明治廿五年九月女子高等師範学校分室報告の概要 至々廿六年十二月

第一、創設に関する事

(一)設立の端緒

現時幼稚園教育一般の状勢より夙に我か学校に於て簡易なる幼稚園を設置すること必要なりとの議あり。仍て明治廿五年七月六日左項の趣旨を以て附属幼稚園分室仮規則を制定して、当分幼稚園内に在る侍所の一棟に修繕を加え以て之に充て、幼児凡そ拾名を募集し、九月中流開始の計画を以て之を設置を伺出、七月十四日、文部大臣の認可ありたり。

(下田たづ子氏手記
一枚目始し三枚目)

すなわち、分室は明治廿五年七月六日に仮規則を制定し、九月二十四日に開設の運びとなつた。

ハ分室開設の理由

女高師附属幼稚園に分室か開設されるにいたつた理由として、當時として次の諸点があげられている。

一、従来の幼稚園は富裕な家庭の子女が多く、保育料も高額であつたので、労働者階級の親は子どもを幼稚園に入園させることができなかった。そこで費用の低額な簡略な幼稚園をつくる必要があるであつた。このことは当時の女高師の細川校長の講演にもあらわれている。

幼稚園分室幼児ノ父兄ニ告ク 同二十五年九月二十四日

此日召集スル者ハ率テ家道ノ優ナラサル商工ノ家族ナリ之ニ對シテ告諭スルカメテ卑近ノ言語ヲ用ユルニ非サレハ恐クハ了解スルコトヲ得ス蓋校長ハ其意ヲ以テ演述セラレタルナル可シ

幼稚園分室ヲ設クルノ大意ハ固リ本校附属幼稚園ヲ設クルノ大意ト異ナルコトナシ幼稚園ハ三才以上六才以下ノ幼児ヲ集メテ遊戲等ヲナシムル所ナリ此ノ遊戲等ニ付テハ保姆ト曰ヘル婦人ノ世話掛之ニ附添ヒテ本校生徒モ亦之ヲ助ケテ幼児保育ノ實地練習ヲナス夫等ノ方法モ亦尋常幼稚園ニ異ナルコトナシ而シテ今特ニ此ノ簡易ノ幼稚園ヲ設ケテ之カ分室トナセル所以ノ者ハ少ク尋常ノ幼稚園ト同シカラサル所アリ尋常幼稚園ニハ自然是迄ノ行懸リニテ華士族役人富商ナトノ幼児ノ入り来ルコト々ナリテ而モ遠方ヨリ来ル者少カラサルヲ以テ往來ニハ人力車ヲ用ヒ否ラサレハ男女ノ附添アリ保育料モ随分少額ナラヌコト故日々労働シテ生活スル人ノ其子ヲ入園セシム可キ所ニ非サル可シ此分室ニ於テハ諸事簡略ヲ主トシカメテ費用ノ多カラヌ様ニ注意シテ從テ保育料ヲモ出サシメサルコトナレハ如何ナル身分ノ人ト雖モ幼児ヲシテ入園セシムルコトヲ得可キ事ナリト思

(細川校長(一)茶橋録話 女子高等師範学校 印刷所 忠愛社
明治二十六年五月十六日 五十一頁〜五十二頁)

幼児を分室で保育することにより、母親の育児の負担を軽減し、夫婦共稼ぎを可能とした。これは現在の保育所の機能である

此度募集セル幼児ハ遠方ハナキ筈ナレハ両親ノ途中丈ケ附添
フコトハ隣ヘ用足シニ往ク位ノコトナル可シ而シテ之ニ付キ利
益トナル可キコトハ子ヲ育ツルコトヲ引受ケタル母親ハ其ノ子
ノ入園中ハ隙ノ身体トナルコトナレハ其隙ニ煮焼洗濯裁縫等ノ
用事ヲスルコト心ノ儘ニナリテ人ニヨリテハ其時間他人ノ家ノ
手伝ヲモ為スコトヲ得可クシテ夫婦共カセキトナルトキハ、卒
両得ノコトニテ家政ノ助トモナラン然シナカラ子育ノ勞ヲ一時
免カレタリトテ其閑ヲ儉テ昼寝ナトスルカ如キコトアラハ此ノ
効ハナカル可シ能ク此ノ時間ヲ利用センコトヲ希望ス幼児ハ親
ノ側ニ在テハ動モスレハ食物ヲ食ル者ナリ之ニ応スルトキハ何
程カ散財セネハナラス者ナルカ入園中ハ此等ノ事ナキヲ以テ幼
児の養生ニ宜キノミナラス又其費用ヲモ減スルコトヲ得可シ

(細川校長 茶橋録話 五十三頁〜五十四頁)

2、師範生徒の養成に当り、世間一般の水準の子どもを保育する
経験をもたせることが必要であった。すなわち、保育実習の上から
も必要が指摘された。

附属幼稚園幼児父兄懇話会ノ演説 明治廿五年十二月三日
幼稚園ト家庭トハ互ニ氣脈ヲ通シ略ホ同一ノ針路ニ向ヒ同心
協力シテ以テ幼児ヲ保育スルコトハ予テ希望スル所ナリ故ニ時
々父兄諸君ヲ会シテ互ニ意見ヲ交換セント欲ス

本日ハ別段陳述スヘキ程ノ事項ナシト雖モ幼稚園ニ関シタル
事ニ付其一ニヲ挙ケテ御参考ニ供スヘシ先般本校ニ簡易ナル幼
稚園ヲ設ケタルコトアリ之レト共ニ小学校ニ分教室一名單級学
校即チ簡易ナル小学校ヲ開キタレトモ此ハ隣校高等師範学校ニ
於テ其以前ニ設ケアルモノト同様ナリ然ルニ簡易ナル幼稚園ヲ
開設セシハ今回当校ニ開キタルモノヲ以テ嚆矢トス元來当校ハ
師範生徒ヲ養成スルニ由リ従テ又保姆タルノ練習ヲナサシメサ
ル可カラス是故ニ従來附属幼稚園アリト雖モ大抵中等社会以上
ノ人ノ児女ノミ入園スルノ有様ナルヲ以テ此ニテ実地練習セル
者ハ他日各地方ニ赴キ幼児ヲ保育スルニ当テハ大ニ懸隔スル所
アリテ扞格ノ患アランコトヲ慮リ今回中等以下ノ人ノ幼児ヲ集
メテ保育スルコト、シ以テ実地練習ノ完全ヲ図レルモノナリ是
亦幼稚園ノ一部分ナルヲ以テ後刻一覽アランコトヲ望ム

(細川校長(二)茶橋録話 明治二十六年六月十六日 十三頁)

3、広く各地に普及させることのできるような幼稚園の形態を研
究することが必要であつた
以上の諸点は下田たづの手記にもよくなされているので、重複す
るけれども、次に引用しておく。

(二) 設立の趣旨

當時附屬幼稚園分室ハ東京市住民の生計上寧下級に近きもの
の児女を保育する場所にして之か原理上に至りてハ大に費用を
節して保育の効果を収めんことを講じ後來各地方に広く設置さ
るべき幼稚園の模範たらんことの希望を有するものなり

我か全国各地幼稚園教育一般の状勢を察するに未だ幼稚にして
不振の塊に在るを免れず偶々幼稚園の設備あるも其の他彼此の
事情異同あるに拘らず其の組織上又保育上幼稚園たるの眞備を
究めずして單に皮相の事を務め甚しきハ外形諸般の整備歐米諸
國の名都に於ける幼稚園に準するにあらされハ未だ以て幼稚園
と稱するに足らずとするものあり 従て其の経費の金額も徒に
多きを加ふるのみにして人生の教育上最大緊要なりと稱する幼
稚教育の普及上進を望むこと極めて困難なるの有様なり 当附
屬幼稚園ハ中等市民の兒女相集る所にして諸般の設計稍完備に
近く従て経理上相応の費用を要するハ当然の事態なり 而して
東京市民と各地方一般の人民とは生計の度大に異にして地方人
民の多数は概ね都下住民の下級に近きものと其の度を等しくす
るものの如し 果して然らハ各地方一般の幼稚園と当附屬幼稚
園とハ其の精神ハ敢て異なる可からざるも設備経費等外形の事に
至りてハ亦大に其の趣を同しくすハからざるは寔に明白の事理
なりとす 左れハ当校ニ於て此の分室を設けて広く各地に適應
し得べき幼稚園教育法を研究するハ学校の性質上当然の事業な
りといふ可し

又本校生徒教育上より論するも猶此の分室設置の必要を見る

なり 当附屬幼稚園幼兒の組織ハ本校生徒保育法を實地に練習
せしむるに足らず 従て有限の日子を以て習熟せしむるに困難
なり 之に加ふるに本校生徒ハ卒業の後各地方に至り當園と外
形上其の趣を異にす可き幼稚園の保姆となり若しくハ保姆たる
可き者を養成するの任に當る可き者なれハ成る可く各地方に於
ける幼稚園近似のものに就て修練せしむ可きハ實に肝要の事な
りとす (下田たろ子氏手記)

△實際の募集狀況▽

實際に幼兒を区役所を通して募集したところ、期日までに一人も
応募者がなかつた。これは當時の幼稚園に關する一般世間の認識を
示すものであろう。そこでさらに学校附近の幼兒を直接募集したと
ころ、約三十名の応募者が出た。

その家庭の職業は次の通りであつた。

(四) 家長の職業 (廿五年十一月末現在)

煙草商	一	着物商兼時計職
硯商	一	鉄物商
料理仕出し業	一	芋屋兼屋根職
大工職	一	屋根職
洋服裁縫職	一	眞鍮延し職
煙草切り職	一	鍛冶職
提灯張職	一	商店・通勤
砲兵工儼職工	一	下宿營業

人力車賃	一	人力車夫	五
木屑売	一	消防夫	一
遊芸職	一	古着商	一
帽子製造職	一	鉤台製造職	一
酒小売商	一	乞職業	一

(下田たづ子氏手記 十四枚目)

△保育の実際▽

保育の内容については分室仮規則は次のように定めている。

(2)分室仮規則

- 第一条 当分室保育の課ハ説話修身等 実事行儀言語動作等
 手細工豆細工 拵置方 連結方 画き方
 粘土細工 紙細工 麦細工等 唱歌 遊嬉とす
- 第二条 保育時数は日の長短により毎週参拾参時以上四拾参時以下とす 但し家庭の都合により毎日保育時間中早
 帰遅参ハ随意とす
- 第三条 幼児の定員ハ大約五十名とし一組に編制す
- 第四条 保育料ハ之を徴収せす
- 第五条 入園の許可を得たるものハ父母後見人より左式の入園証書を差出すへし (下田たづ子氏手記)

まず、保育時間の実際は、平日は午前八時より午後二時までの六時間、土曜は正午までであつて、附属幼稚園よりも長時間になつて
 いる。

保育内容は、明治十四年女高師附属幼稚園の保育科目と比べると、行儀が強調されていることが顯著である。すなわち、身だしなみをわきまえない貧民の子弟であるので、徳育がとくに重視されていた。

戸外遊嬉は実際には多くの時間を占め、全体の約七〇パーセントを占めていた。ふだん戸外で遊びなれている子どもなので、乱暴であるけれども活潑に遊んだことが記されている。下田たづの手記には次のように記してある。

各児とも独り市街に出でて遊ぶことに慣れ居れば、始めより能く遊びの種類を考へ出し次ぎ次ぎと移りて尽くることなく倦むことなし、幼児の為せし遊嬉には少しく規律あると然らざる
 とあり 其の種類を挙げれば左の如し

かごめ 蓮華 輪かへり おでんや 雛様姉様 蠟燭心巻き
 角力 砂かき 鬼遊び 独楽廻し 碓つき 等

明治廿七年九月には分室は別の仮建物に移り、四十二名の幼児を収容した。明治二十八年四月には五十名の定員に達した。

分室は後に二部と改称されるようになり、その性格も次第に変化して保育所的性格を失つていったようであるが、その当初においては、明らかに簡易幼稚園の趣旨に沿つたものであり、保育所的性格をもつたものであった。

その後、性格が変化してゆく事情については、未だ明らかにすることができないでいる。

(津守)